

浜田地区広域行政組合専決規則

平成17年9月30日

規則第8号

改正 平成18年10月13日規則第3号 平成19年3月30日規則第4号

平成21年10月1日規則第1号 平成26年3月31日規則第2号

浜田地区広域行政組合専決規則（平成9年浜田地区広域行政組合規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 浜田地区広域行政組合の事務を処理するに当たり、副管理者、事務局長及び課長限りで専決できる事項は、この規則の定めるところによる。

（専決の制限）

第2条 この規則に定められた専決事項中、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、専決することができない。

- (1) 政策的考慮を必要とするもの若しくはその効果が公益上重大な影響を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 異例に属し、又は先例となるもの
- (3) 紛議、論争若しくは疑義があり、又は生ずるおそれがあるもの
- (4) その他特に上司の指揮を仰ぐ必要があると認められるもの

（類推専決）

第3条 この規則に専決の明文がない事項であっても、軽重の程度により専決することを適当と認められる場合においては、類推専決とすることができる。

（副管理者の専決事項）

第4条 浜田市副市長である副管理者の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 不納欠損処分に関すること。
- (2) 事務局長の出張命令及び復命に関すること。
- (3) 課長の県外出張及び復命に関すること。
- (4) 事務局長の休暇及び7日以上に及ぶ課長の休暇の承認並びに課長の欠勤その他の届出の査閲に関すること。
- (5) 1件5,000万円以上1億5,000万円未満の工事の施行、竣工承認及び契約に関すること。

(6) その他前各号に準ずること。

（事務局長の専決事項）

第5条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の県内出張命令及び復命に関すること。
- (2) 職員（課長を除く。）の県外出張命令及び復命に関すること。
- (3) 課長の休暇及び7日以上に及ぶ職員の休暇の承認並びに職員の欠勤その他届出の査閲に関すること。
- (4) 嘱託職員及び臨時職員の任免に関すること。
- (5) 営利企業等に関すること。
- (6) 法令に基づく告示、公告、その他令達に関すること。
- (7) 一時借入金の借入れ又は返済に関すること。
- (8) 1件500万円以上5,000万円未満の工事の施行、竣工承認及び契約に関すること。
- (9) 諸収入金の減免に関すること。
- (10) 法令に基づく補助申請に関すること。
- (11) 有価証券の受払命令に関すること。
- (12) 介護保険料の賦課に関する異議申立の処理に関すること。
- (13) 1件5万円以上の介護保険料の減免に関すること。
- (14) 情報公開及び個人情報の総括管理に関すること。
- (15) 事業計画の軽微な変更に関すること。
- (16) 不用品の決定に関すること。
- (17) その他前各号に準ずること。

（課長の共通専決事項）

第6条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な照会、回答、報告、通知又は交付に関すること。
- (2) 軽易な公文書の開示決定等に関すること。
- (3) 軽易な個人情報の開示決定及び訂正決定に関すること。
- (4) 法令又は条例、規則その他による台帳の調整及び保管に関すること。
- (5) 諸証明書、謄抄本の交付に関すること。
- (6) 公簿、公文書の閲覧許可に関すること。
- (7) 日誌、収入日計簿の検閲に関すること。
- (8) 職員の県内出張命令及び復命に関すること。
- (9) 職員の休暇の承認及び欠勤に関すること。

- (10) 職員の時間外、休日等の勤務命令に関する事。
- (11) 財産、造営物の使用又は占用の許可に関する事。
- (12) 行政財産の維持管理に関する事。
- (13) 1件500万円未満の工事の施行、竣工承認及び契約に関する事。
- (14) 工事の監督、検査及び物件の検収に関する事。
- (15) 諸資材の受払に関する事。
- (16) 収入命令に関する事。
- (17) 諸収入金の調定及び過誤納金の整理に関する事。
- (18) 期限のある事件の督促に関する事。
- (19) 支出命令に関する事。
- (20) 公用車の管理に関する事。
- (21) その他前各号に準ずる事。

（総務課長の専決事項）

第7条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管及び使用許可に関する事。
- (2) 文書の浄書、收受及び発送に関する事。
- (3) 文書の整理、編さん、保存及び文書事務の改善指導に関する事。
- (4) 組合例規集の整理等に関する事。
- (5) 給与関係費の支出命令に関する事。
- (6) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (7) 職員の通勤手当及び住居手当、児童手当の認定に関する事。
- (8) 公務災害補償に関する事。
- (9) 歳入歳出外現金の収支命令に関する事。
- (10) 税金の源泉徴収及び特別徴収に関する事。
- (11) 地方公務員等共済組合に関する事。
- (12) 普通財産の維持管理に関する事。
- (13) 予算配当に関する事。
- (14) 一般会計における費目流用及び予備費充用に関する事。
- (15) 組合債の借入申込に関する事。
- (16) ごみの処理に関する事。
- (17) ごみ処理施設の清掃手数料に関する事。
- (18) ごみ処理施設の処理実績に関する事。

(19) その他前各号に準ずること。

（介護保険課長の専決事項）

第8条 介護保険課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。
- (2) 介護保険被保険者証の発行及び交付に関すること。
- (3) 要介護、要支援認定の通知に関すること。
- (4) 介護保険給付に関すること。
- (5) 介護保険料の調定に関すること。
- (6) 1件5万円未満の介護保険料の減免に関すること。
- (7) 介護保険料の賦課に関する軽易な異議申立の処理に関すること。
- (8) 介護保険料の過誤納金の還付、充当並びに戻出（充当を含む。）命令に関すること。
- (9) 介護保険料の督促及び催告書の発行に関すること。
- (10) 介護保険料の滞納処分に関すること。
- (11) 介護保険料の納期限の延長、徴収猶予及び滞納処分の執行停止に関すること。
- (12) 介護認定審査会の運営に関すること。
- (13) 特別会計における費目流用及び予備費流用に関すること。
- (14) その他前各号に準ずること。

（支出負担行為に係る専決事項）

第9条 支出負担行為に係る専決事項は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月13日規則3号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日規則第1号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

事 項		支出負担行為専決区分				
		金額に制限のないもの	1件500万円未満	1件500万円以上1,000万円未満	1件1,000万円以上2,000万円未満	
1	報酬	課 長				
2	給料	総務課長				
3	職員手当等	総務課長				
4	共済費	共済組合負担金	総務課長			
		その他	課 長			
5	災害補償費	課 長				
6	恩給及び退職年金	総務課長				
7	貸金	課 長				
8	報償費		課 長	事務局長	副管理者	
9	旅費	課 長				
10	交際費	総務課長				
11	需用費	光熱水費	課 長			
		物品購入		課 長	事務局長	副管理者
		その他		課 長	事務局長	副管理者
12	役務費	通信運搬費	課 長			
		審査支払手数料	課 長			
		その他		課 長	事務局長	副管理者

第4編 行政通則（浜田地区広域行政組合専決規則）

13	委託料	工事関係 （「1,000万円」を「5,000万円」に、「2,000万円」を「1億5,000万円」に読み替える。）		課長	事務局長	副管理者
		その他		課長	事務局長	副管理者
14	使用料及び賃借料			課長	事務局長	副管理者
15	工事請負費（「1,000万円」を「5,000万円」に、「2,000万円」を「1億5,000万円」に読み替える。）			課長	事務局長	副管理者
16	原材料費			課長	事務局長	副管理者
17	公有財産購入費			課長	事務局長	副管理者
18	備品購入費			課長	事務局長	副管理者
19	負担金、補助及び交付金	介護保険特別会計中保険給付費に係るもの	課長			
		その他		課長	事務局長	副管理者
20	扶助費	現物給付に係るもの		課長	事務局長	副管理者
		その他	課長			

第4編 行政通則（浜田地区広域行政組合専決規則）

21	貸付金		課 長	事務局 長	副 管 理 者
22	補償、補	補償費	課 長	事務局 長	副 管 理 者
	填及び賠	補填及び	—		
	償金	賠償金			
23	償還金、利子及び割		課 長		
	引料				
24	投資及び出資金	—			
25	積立金		課 長	事務局 長	副 管 理 者
26	寄附金	—			
27	公課費		課 長		
28	繰出金		課 長	事務局 長	副 管 理 者

備考

- 1 金額の変更を伴うものに係る決裁区分は、増額の場合は変更後の金額の決裁区分を適用し、減額の場合は従前の決裁区分を適用するものとする。
- 2 この表中副管理者とあるのは、浜田市副市長である副管理者をいう。